

地独評委第 号
令和6年10月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 山 口 瞬

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県総合医療センターの第4期中期目標について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第25条第3項の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第25条第1項に基づく中期目標については、別添(案)のとおりとすることが適当である。

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 山 口 瞬

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院の第4期中期目標について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第25条第3項の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第25条第1項に基づく中期目標については、別添(案)のとおりとすることが適当である。

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 山 口 瞬

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の第4期中期目標について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第25条第1項に基づく中期目標については、別添（案）のとおりとすることが適当である。